

藤沢市議会定例会議案

2020年（令和2年）11月26日提出

目 次

議案第 5 4 号	工事請負契約の締結について (藤沢駅東西地下通路再整備工事) ……………	1
議案第 5 5 号	市道の認定について ……………	6
議案第 5 6 号	市道の廃止について ……………	8
議案第 5 7 号	指定管理者の指定について (藤沢市藤沢駅前広場 (サンパール広場・サンパレット ト広場)) ……………	1 0
議案第 5 8 号	指定管理者の指定について (藤沢市湘南台文化センター) ……………	1 2
議案第 5 9 号	指定管理者の指定について (大道子どもの家) ……………	1 3
議案第 6 0 号	藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正に ついて ……………	1 4
議案第 6 1 号	藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改 正について ……………	1 5
議案第 6 2 号	藤沢市一般職員の給与に関する条例及び藤沢市一般職の 任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について …	1 6
議案第 6 3 号	藤沢市手数料条例の一部改正について ……………	1 8
議案第 6 4 号	藤沢市税外収入金に関する延滞金条例及び藤沢市道路 占用料徴収条例の一部改正について ……………	2 2
議案第 6 5 号	藤沢市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準 を定める条例の制定について ……………	2 4

議案第 6 6 号	藤沢市公民館条例の一部改正について ……………	2 6
議案第 6 7 号	藤沢市スポーツ振興基金条例の一部改正について ………	2 7
議案第 6 8 号	藤沢市消防団に関する条例及び藤沢市消防団員の退職 報償金に関する条例の一部改正について ……………	2 8
議案第 6 9 号	藤沢市火災予防条例の一部改正について ……………	3 2

工事請負契約の締結について

藤沢駅東西地下通路再整備工事について、次のとおり請負契約を締結する。

2020年（令和2年）11月26日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 契約の相手方

藤沢駅東西地下通路再整備工事

門倉組・ガーデンサービス共同企業体

代表者 藤沢市辻堂元町四丁目17番22号

株式会社門倉組

代表取締役 小澤 智 幸

2 工事の概要

施工延長＝282メートル

施工面積＝2,217平方メートル

- (1) 構造物撤去工事一式
- (2) 構造物補修工事一式
- (3) 内部改修工事一式
- (4) 仮設工事一式
- (5) 環境配慮工事一式
- (6) 電気設備工事一式
- (7) 機械設備工事一式

3 契約金額

1,078,110,000円

4 工事の場所

藤沢市藤沢555番地先

5 工 期

議決の日着工

2022年（令和4年）3月15日しゅん工予定

提案理由

藤沢駅東西地下通路再整備工事について、請負契約を締結したいので、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

参 考

藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 抜粋
(契約)

第2条 法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格150,000,000円以上の工事又は製造の請負とする。

<議案第54号資料1>

藤沢駅東西地下通路再整備工事請負契約の相手方状況調書(1)

- 1 会社名 藤沢市辻堂元町四丁目17番22号
株式会社門倉組
代表取締役 小澤智幸
- 2 資本金 31,200千円
- 3 年間工事高
- | | | |
|----------|--------|-------------|
| 令和2年4月期 | 土木一式工事 | 1,126,425千円 |
| | その他工事 | 5,182,833千円 |
| | 合計 | 6,309,258千円 |
| 平成31年4月期 | 土木一式工事 | 812,629千円 |
| | その他工事 | 4,057,933千円 |
| | 合計 | 4,870,562千円 |
- 4 職員数 技術職員 45人
事務職員 88人
合計 133人
- 5 創業 1913年(大正2年)
- 6 主な工事実績
- 神奈川県立体育センター西側昇降機整備工事(藤沢市発注)
2020年(令和2年)4月しゅん工
129,483千円
- 藤沢市新庁舎建設工事(藤沢市発注)
2017年(平成29年)12月しゅん工
鹿島建設・門倉組共同企業体
(17,981,854千円)
持分 5,394,556千円

藤沢駅東西地下通路再整備工事請負契約の相手方状況調書（２）

- 1 会社名 藤沢市高谷1番11号
ガーデンサービス株式会社
代表取締役社長 青島鉄雄
- 2 資本金 20,000千円
- 3 年間工事高
- | | | |
|----------|--------|-----------|
| 令和2年3月期 | 土木一式工事 | 36,524千円 |
| | その他工事 | 331,108千円 |
| | 合計 | 367,632千円 |
| 平成31年3月期 | 土木一式工事 | 128,757千円 |
| | その他工事 | 372,755千円 |
| | 合計 | 501,512千円 |
- 4 職員数 技術職員 6人
事務職員 9人
合計 15人
- 5 創業 1987年（昭和62年）
- 6 主な工事実績
- 折戸公園整備工事（藤沢市発注）
2020年（令和2年）3月しゅん工
97,879千円
- 葛原第二最終処分場上部整備工事（1期分）（藤沢市発注）
2015年（平成27年）5月しゅん工
ガーデンサービス・平川造園土木共同企業体
(177,012千円)
持分 106,207千円

<議案第54号資料2>

藤沢駅東西地下通路再整備工事入札状況調書

業 者 名	入札金額	摘 要
藤沢駅東西地下通路再整備工事 門倉組・ガーデンサービス共同企業体	千円 980,100	落札
藤沢駅東西地下通路再整備工事 ミヤマ建設・神南工務店共同企業体	980,350	

予 定 価 格	千円 1,200,820	
調 査 基 準 価 格	1,085,000	
失 格 基 準 価 格	976,500	

※ 当該入札金額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額です。

市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2020年（令和2年）11月26日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起 点	幅員 m	延長 m
		終 点		
1	片瀬 418号線	片瀬山五丁目1528番61地先	4.0 ～ 13.6	45.6
		片瀬山五丁目1528番66地先		
2	片瀬 419号線	片瀬四丁目2490番1地先	4.5	17.8
		片瀬四丁目2490番4地先		
3	鵜沼 943号線	鵜沼海岸六丁目3926番12地先	4.5	23.9
		鵜沼海岸六丁目3926番7地先		
4	藤沢 775号線	藤沢字東横須賀656番41地先	4.0 ～ 6.0	57.1
		藤沢字東横須賀545番301地先		
5	藤沢 776号線	西富字西原598番2地先	6.0	58.7
		西富字西原608番11地先		
6	藤沢 777号線	西富字西原497番1地先	2.8 ～ 4.5	307.9
		西富字西原608番9地先		
7	明治 526号線	城南五丁目684番5地先	4.5 ～ 5.0	69.8
		城南五丁目684番14地先		

8	長後	高倉字上谷戸620番4地先	4.0 ～ 6.0	45.1
	932号線	高倉字上谷戸620番11地先		
9	御所見	用田字南原588番12地先	5.0	25.0
	1143号線	用田字南原588番15地先		

提案理由

片瀬418号線ほか8路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提出する。

参 考

道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

市道の廃止について

次のとおり市道の路線を廃止する。

2020年（令和2年）11月26日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起 点	幅員 m	延長 m
		終 点		
1	片瀬 411号線	片瀬山五丁目1528番61地先	4.1 ～ 6.6	43.9
		片瀬二丁目1609番地先		
2	藤沢 57号線	藤沢字東横須賀656番6地先	3.6 ～ 4.9	81.6
		藤沢字東横須賀654番5地先		
3	藤沢 486号線	西富字西原497番1地先	3.1 ～ 5.4	339.5
		西富字西原608番地先		
4	藤沢 711号線	西富字西原598番2地先	6.0 ～ 10.2	24.9
		西富字西原598番22地先		
5	長後 24号線	高倉字上谷戸620番4地先	4.0 ～ 6.0	26.0
		高倉字上谷戸620番6地先		

提案理由

片瀬411号線ほか4路線を廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により提出する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

2020年（令和2年）11月26日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 管理を行わせる公の施設の名称

藤沢市藤沢駅前広場（サンパール広場・サンパレット広場）

2 指定管理者となる団体

藤沢市藤沢607番地の1

一般社団法人藤沢駅周辺地区エリアマネジメント

3 指定の期間

2021年（令和3年）4月1日から2024年（令和6年）3月31日まで

提案理由

藤沢市藤沢駅前広場の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提出する。

参 考

地方自治法 抜粋

（公の施設の設置，管理及び廃止）

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

2020年（令和2年）11月26日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 管理を行わせる公の施設の名称

藤沢市湘南台文化センター

2 指定管理者となる団体

藤沢市円行二丁目3番地の17

公益財団法人藤沢市まちづくり協会・藤沢市民会館サービスセンター株式会社
共同事業体

3 指定の期間

2021年（令和3年）4月1日から2026年（令和8年）3月31日まで

提案理由

藤沢市湘南台文化センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提出する。

指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者を指定する。

2020年（令和2年）11月26日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 管理を行わせる公の施設の名称

大道子どもの家

2 指定管理者となる団体

藤沢市朝日町10番地の8

公益財団法人藤沢市みらい創造財団

3 指定の期間

2021年（令和3年）4月1日から2023年（令和5年）3月31日まで

提案理由

大道子どもの家の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提出する。

藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正について
藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

2020年（令和2年）11月26日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年藤沢市条例第36号）
の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、国家公務員の給与改定に準じて、本市の短時間勤務会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定する必要がある。

藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について
藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

2020年（令和2年）11月26日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和32年藤沢市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の160」を「100分の155」に改める。

第2条 藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、国家公務員の給与改定に準じて、本市の常勤特別職の職員の期末手当の支給割合を改定する必要による。

藤沢市一般職員の給与に関する条例及び藤沢市一般職の任期付職員の
採用等に関する条例の一部改正について

藤沢市一般職員の給与に関する条例及び藤沢市一般職の任期付職員の採用等に関
する条例の一部を次のように改正する。

2020年（令和2年）11月26日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市一般職員の給与に関する条例及び藤沢市一般職の任期付職員の
採用等に関する条例の一部を改正する条例

（藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 藤沢市一般職員の給与に関する条例（昭和26年藤沢市条例第6号）の一
部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100
分の110」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の130」
を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改
める。

第2条 藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、
「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中
「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を
「100分の107.5」に改める。

（藤沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 藤沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年藤沢市条例
第10号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分

の170」を「100分の165」に改める。

第4条 藤沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、国家公務員の給与改定に準じて、本市の一般職の職員の期末手当の支給割合を改定する必要がある。

藤沢市手数料条例の一部改正について
藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

2020年（令和2年）11月26日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市手数料条例の一部を改正する条例

藤沢市手数料条例（平成12年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項を次のように改める。

6 別表第5の1の表に規定する営業の許可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可の審査に係る手数料は当該各号に定めるところによる。

(1) 営業の許可を受けようとする者が5月を超えない期間を付して申請する場合
同表に定める額の半額

(2) 営業の許可を得ている者が、当該営業の許可の有効期間（有効期間が5月を超える場合に限る。）の満了に際し、引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合 同表に定める額に0.75を乗じて得られた額

別表第5の1の表を次のように改める。

1 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下この表において「法」という。）及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下この号において「令」という。）による事務の手数料

項	手数料を徴収する事務	単位	金額
1	法第55条第1項の規定による令第35条第1号の飲食店営業の許可申請に対する審査	1件	16,000円
2	法第55条第1項の規定による令第35条第2号の調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可申請に対する審査	1件	9,600円

3	法第55条第1項の規定による令第35条第3号の食肉販売業の許可申請に対する審査	1件	9,600円
4	法第55条第1項の規定による令第35条第4号の魚介類販売業の許可申請に対する審査	1件	9,600円
5	法第55条第1項の規定による令第35条第5号の魚介類競り売り営業の許可申請に対する審査	1件	21,000円
6	法第55条第1項の規定による令第35条第6号の集乳業の許可申請に対する審査	1件	9,600円
7	法第55条第1項の規定による令第35条第7号の乳処理業の許可申請に対する審査	1件	21,000円
8	法第55条第1項の規定による令第35条第8号の特別牛乳搾取処理業の許可申請に対する審査	1件	21,000円
9	法第55条第1項の規定による令第35条第9号の食肉処理業の許可申請に対する審査	1件	21,000円
10	法第55条第1項の規定による令第35条第10号の食品の放射線照射業の許可申請に対する審査	1件	21,000円
11	法第55条第1項の規定による令第35条第11号の菓子製造業の許可申請に対する審査	1件	14,000円
12	法第55条第1項の規定による令第35条第12号のアイスクリーム類製造業の許可申請に対する審査	1件	14,000円
13	法第55条第1項の規定による令第35条第13号の乳製品製造業の許可申請に対する審査	1件	21,000円
14	法第55条第1項の規定による令第35条第14号の清涼飲料水製造業の許可申請に対する審査	1件	21,000円
15	法第55条第1項の規定による令第35条第15号の食肉製品製造業の許可申請に対する審査	1件	21,000円
16	法第55条第1項の規定による令第35条第16号の水産製品製造業の許可申請に対する審査	1件	16,000円
17	法第55条第1項の規定による令第35条第17号の氷雪製造業の許可申請に対する審査	1件	21,000円
18	法第55条第1項の規定による令第35条第18号の液卵製造業の許可申請に対する審査	1件	14,000円
19	法第55条第1項の規定による令第35条第19号の食用油脂製造業の許可申請に対する審査	1件	21,000円
20	法第55条第1項の規定による令第35条第20号のみそ又はしょうゆ製造業の許可申請に対する審査	1件	16,000円
21	法第55条第1項の規定による令第35条第21号の酒類製造業の許可申請に対する審査	1件	16,000円
22	法第55条第1項の規定による令第35条第22号の豆腐製造業の許可申請に対する審査	1件	14,000円
23	法第55条第1項の規定による令第35条第23号の納豆製造業の許可申請に対する審査	1件	14,000円
24	法第55条第1項の規定による令第35条第24号の麺類製造業の許可申請に対する審査	1件	14,000円
25	法第55条第1項の規定による令第35条第25号のそうざい製造業の許可申請に対する審査	1件	21,000円
26	法第55条第1項の規定による令第35条第26号の複合型そうざい製造業の許可申請に対する審査	1件	21,000円

27	法第55条第1項の規定による令第35条第27号の冷凍食品製造業の許可申請に対する審査	1件	21,000円
28	法第55条第1項の規定による令第35条第28号の複合型冷凍食品製造業の許可申請に対する審査	1件	21,000円
29	法第55条第1項の規定による令第35条第29号の漬物製造業の許可申請に対する審査	1件	14,000円
30	法第55条第1項の規定による令第35条第30号の密封包装食品製造業の許可申請に対する審査	1件	21,000円
31	法第55条第1項の規定による令第35条第31号の食品の小分け業の許可申請に対する審査	1件	14,000円
32	法第55条第1項の規定による令第35条第32号の添加物製造業の許可申請に対する審査	1件	21,000円

別表第5の20の表中「19の表」を「20の表」に改め、同表中4の項から6の項までを削り、7の項を4の項とし、8の項から10の項までを3項ずつ繰り上げ、同表を別表第5の21の表とする。

別表第5の19の表の次に次の1表を加える。

20 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下この表において「法」という。）による事務の手数料

項	手数料を徴収する事務	単位	金額
1	法第15条第2項の規定による輸出証明書の発行申請に対する審査	1件	870円
2	法第17条第2項の規定による適合施設の認定申請に対する審査	(1)現地調査を行う場合	1件 20,900円
		(2)(1)以外の場合	1件 10,400円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。ただし、別表第5の20の表の改正規定（「19の表」を「20の表」に改める部分に限る。）及び同表を別表第5の21の表とし、別表第5の19の表の次に1表を加える改正規定は同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の藤沢市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律

第46号) 第2条の規定による改正前の食品衛生法（以下この項において「旧法」という。）第52条第1項の許可を受けて食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号。以下この項において「改正政令」という。）第1条の規定による改正前の食品衛生法施行令第35条各号の営業（改正政令第1条の規定による改正後の食品衛生法施行令第35条各号のいずれかに該当する営業に限る。）を行って

いる者が、当該許可に係る旧法第52条第3項の有効期間（有効期間が5月を超える場合に限る。）の満了に際し、引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合には、その許可の審査に係る手数料は、改正後の第2条第6項第2号に定める額とする。

- 4 魚介類行商等に関する条例を廃止する等の条例（令和2年神奈川県条例第42号）附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされた同条例第1条の規定による廃止前の魚介類行商等に関する条例（昭和41年神奈川県条例第42号）第3条第1項の規定による魚介類加工業（魚介類を食品に加工するものに限る。）の営業の許可を受けている者が、当該許可（有効期間が5月を超えるものに限る。）の有効期間の満了に際し、引き続き同一の営業に係る同項の規定による許可を受けようとする場合における申請に対する審査の手数料は、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、食品衛生法及び食品衛生法施行令の一部が改正され、営業許可業種が変更されたことに伴い、許可申請に係る手数料を見直し、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律が制定され、輸出証明書の発行等の手数料が新設されたことに伴い、当該事務に係る手数料を定める等、所要の改正をする必要による。

藤沢市税外収入金に関する延滞金条例及び藤沢市道路占用料徴収条例
の一部改正について

藤沢市税外収入金に関する延滞金条例及び藤沢市道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

2020年（令和2年）11月26日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市税外収入金に関する延滞金条例及び藤沢市道路占用料徴収条例
の一部を改正する条例

（藤沢市税外収入金に関する延滞金条例の一部改正）

第1条 藤沢市税外収入金に関する延滞金条例（昭和38年藤沢市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

（藤沢市道路占用料徴収条例の一部改正）

第2条 藤沢市道路占用料徴収条例（昭和39年藤沢市条例第57号）の一部を次のように改正する。

付則第2項を削り、付則第1項の見出しを削り、同項の項番号を削る。

附 則

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

- 2 改正後の藤沢市税外収入金に関する延滞金条例及び藤沢市道路占用料徴収条例の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、租税特別措置法及び地方税法の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。

藤沢市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定める条例の
制定について

藤沢市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定める条例を次のように定める。

2020年（令和2年）11月26日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）第8条第1項の規定に基づき、この市が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準を定めるものとする。

（設備基準）

第2条 食品衛生検査施設の設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 理化学検査室，微生物検査室，事務室等を設けること。
- (2) 純水装置，定温乾燥器，ディープフリーザー，電気炉，ガスクロマトグラフ，分光光度計，高圧滅菌器，乾熱滅菌器，恒温培養器，嫌気培養装置，恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。

（職員の配置基準）

第3条 食品衛生検査施設の職員の配置の基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。

附 則

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 藤沢市食品衛生法の施行に関する条例（平成17年藤沢市条例第31号）は、廃止する。

提案理由

この条例を提出したのは、食品衛生法及び食品衛生法施行規則の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。

藤沢市公民館条例の一部改正について
藤沢市公民館条例の一部を次のように改正する。

2020年（令和2年）11月26日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市公民館条例の一部を改正する条例

藤沢市公民館条例（昭和34年藤沢市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「2月前」を「3月前の月の20日」に、「」の月の初日（電子情報処理組織を使用して申請する場合にあつては同月の15日）」を「の月の初日）」に改める。

附 則

この条例は、令和3年3月20日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、新型コロナウイルス感染拡大防止対策としての新しい生活様式に対応するため、公民館の使用申請手続において使用申請期間の初日に実施している抽選について電子抽選方式を導入することに伴い、所要の改正をする必要による。

藤沢市スポーツ振興基金条例の一部改正について
藤沢市スポーツ振興基金条例の一部を次のように改正する。

2020年（令和2年）11月26日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例
藤沢市スポーツ振興基金条例（平成21年藤沢市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条中「市民のスポーツ活動に対する奨励，支援及び顕彰のため」を「第1条に掲げる目的」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは，東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする市民又は市内の競技者の育成，生涯スポーツの推進，スポーツの普及啓発その他スポーツ活動の振興に向けた市民の寄付，協働等の取組に資するため，スポーツ振興基金の処分の目的を拡大する必要による。

藤沢市消防団に関する条例及び藤沢市消防団員の退職報償金に関する
条例の一部改正について

藤沢市消防団に関する条例及び藤沢市消防団員の退職報償金に関する条例の一部
を次のように改正する。

2020年（令和2年）11月26日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市消防団に関する条例及び藤沢市消防団員の退職報償金に関する
条例の一部を改正する条例

（藤沢市消防団に関する条例の一部改正）

第1条 藤沢市消防団に関する条例（昭和35年藤沢市条例第2号）の一部を次
のように改正する。

第1条中「名称および」を「名称及び」に、「ならびに」を「並びに」に、
「法第19条第2項および」を「法第19条第2項及び」に改め、「第23条」
の次に「第1項」を加え、「消防団の定員」を「非常勤の消防団の定員」に改
める。

第2条（見出しを含む。）中「および」を「及び」に改める。

第4条第1項を次のように改める。

消防団員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから任用する。

- (1) この市の区域内に居住し、勤務し、若しくは通学する者又はこの市の区域
に隣接する市町に居住し、団長が消防団活動を支障なく行えると認める者で
あること。
- (2) 年齢満18歳以上の者であること。

第7条に次の1項を加える。

2 前項の階級に欠員を生じた場合において、補欠の者の任期は、前任者の残

任期間とする。

第8条中「消防団長」を「消防団員」に改め、「その旨を」の次に「書面により」を加える。

第10条中「もしくは」を「又は」に改める。

第12条を次のように改める。

(基本報酬及び出動報酬の支給方法)

第12条 基本報酬及び出動報酬は、4月1日から起算し、6月を1期として、各期末の翌月末日までに支給する。

2 基本報酬は、消防団員が新たに任命された場合は、その月から、退職又は免職等により職を離れた場合は、その月まで月割計算（基本報酬額の改定を含む。）により支給する。これらの場合の基本報酬月割額は、別表第1に定める額を12で除して得た額とする。

第13条第2号中「または」を「又は」に改め、同条第4号中「ならびに」を「又は」に改める。

第14条第1項中「消防団員で」の次に「都合により」を加え、「居住地を離れる」を「消防団の活動に従事できなくなる」に改め、同条第2項中「居住地を離れる」を「消防団の活動に従事できなくなる」に改める。

第18条を第19条とする。

第17条第1項中「または」を「又は」に改め、同条第2項中「手続き」を「手続」に改め、同条を第18条とする。

第16条第1項中「一つに」を「いずれかに」に改め、「任命権者は、」の次に「当該団員を」を加え、「または」を「又は」に改め、同項第2号中「たえない」を「堪えない」に改め、同条第2項中「手続き」を「手続」に改め、同条を第17条とする。

第15条中「または消防団員で」を「又は消防団員で」に、「一つに」を「いずれかに」に、「または消防団長は」を「又は消防団長は」に改め、同条第1号中「または」を「又は」に改め、同条を第16条とする。

第14条の次に次の1条を加える。

(消防団員の休団)

第15条 長期間消防団活動に従事することができない消防団員は、3年を超

えない範囲で、消防団活動を休止（以下「休団」という。）することができる。

- 2 消防団員が休団しようとするときは、あらかじめ、団長にあっては市長、団長以外の消防団員にあっては団長の承認を受けなければならない。
- 3 休団中の消防団員が復帰しようとするときは、前項の規定を準用する。
- 4 休団中の消防団員が復帰したときの階級は、休団をした日の階級とする。
- 5 休団中の消防団員については、第9条、第10条、第11条及び前条の規定は、適用しない。
- 6 消防団員が休団する場合及び休団から復帰する場合の基本報酬については、第12条後段の規定を準用する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

階級	支給額（年額）
団長	84,800円
副団長	70,400円
分団長	58,700円
副分団長	49,500円
部長	43,000円
班長	38,400円
団員	36,500円

（藤沢市消防団員の退職報償金に関する条例の一部改正）

第2条 藤沢市消防団員の退職報償金に関する条例（昭和39年藤沢市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項ただし書中「場合には、その月は」を「場合における当該月及び休団した日の属する月と休団から復帰した日の属する月が同じである場合における当該月は、」に改め、「就職」の次に「又は復職」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において消防団員である者のうち改正前の藤沢市消防団に関する条例第3条に掲げる階級にあるものの補欠として任命されているものについては、その任期は、改正前の同条例第7条の規定にかかわらず、その日に満了する。

提案理由

この条例を提出したのは、地域住民の安全・安心を確保する観点から、消防団員の確保を含む地域防災力の充実強化を図るため、消防団員の資格を見直し、休団制度を設け、基本報酬を引き上げること等に伴い、所要の改正をする必要による。

藤沢市火災予防条例の一部改正について
藤沢市火災予防条例の一部を次のように改正する。

2020年（令和2年）11月26日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市火災予防条例の一部を改正する条例

藤沢市火災予防条例（昭和48年藤沢市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項中「第47条第10号」を「第47条第11号」に改める。

第13条第2項中「おおわれた」を「覆われた」に改める。

第13条の2第1項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう。」の次に「第12号において同じ。）をいう。」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、同項第12号イ後段を削り、同号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第13条の2第1項中第12号を第16号とし、同号の前に次の3号を加える。

(13)コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。

以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。

また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第13条の2第1項中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「を動力源とする」を削り、同号を同項第7号とし、同項第5号中「を動力源とする」を削り、同号を同項第6号とし、同項第4号中「を動力源とする」を削り、同号を同項第5号とし、同項中第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りではない。

第19条（見出しを含む。）中「充てん」を「充填」に改める。

第28条第3項中「おおい」を「覆い」に改める。

第47条第14号中「充てん」を「充填」に改め、同号を同条第15号とし、同条第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、同条第9号の次に次の1号を加える。

(10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備のうち、改正後の第13条の2第1項の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

提案理由

この条例を提出したのは、国が定める対象火気設備等の位置，構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されたこと等に伴い，規定の整備をする必要による。